

社員規程

(社員)

第1条 定款第5条の社員とは、一般社団法人ジュニアプログラミング推進機構（以下、「推進機構」という）の以下の目的に賛同し、入社した法人として、同法人の社員総会への参加と議案の提案を行うことができる。

<目的>

- 小学生に対するプログラミング教育の普及、発展。
プログラミング能力の向上を図るために、小学生向けのプログラミング大会の運営を行うことを目的とし、主に次の事業を行う。
- (1) 全国規模の小学生向けプログラミング大会の開催、運営、普及。
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

(入会)

第2条 推進機構に入会しようとするものは、所定の入会申込書に、必要な事項を記入して申し込むものとする。入会申込書のほかに、必要な参考書類の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(決定)

第3条 入会申込書を受理したときは、理事会の承認を経て入会の可否を決定する。

(代表者の届出)

第4条 法人である社員は、この法人に対する代表者を届け出るものとする。また、全ての社員は代理人1名を届け出ることができる。

(会員資格)

第5条 入会の承認に関する理事会の決定通知を受け、かつ、会費を納めた時より、申込者は社員の資格を得たものとする。社員は、社員総会において議決権を行使することができる。

(会費)

第6条 社員は、所定の会費を納めなければならない。会費は年額300,000円以上とする。なお、事業年度の中途に入会した場合も同様の取り扱いとする。

(会費納入)

第7条 社員は、会費を、事業年度開始後3カ月以内に金融機関の口座に振り込む方法によ

り納めなければならない。

(会費の不返還)

第8条 納入した会費は、理由の如何を問わず、これを返還しない。

(変更)

第9条 社員は次の各号に変更のあった場合には、すみやかにこれを届け出るものとする。

1. 事務所の所在地その他これに伴う必要事項
2. 名称、商号、組織および代表者の変更
3. この法人に対する代理人の変更

(退会)

第10条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に推進機構に対して予告をするものとする。なお、社員が解散もしくは破産した時は退会したものと見なす。

(除名)

第11条 社員が、推進機構の名誉を毀損し、若しくは同法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格喪失)

第12条 社員は定款第10条に定められた事由によって、その資格を喪失する。

(社員総会)

第13条 社員総会については、定款第3章に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

令和3年2月10日制定